

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

令和2年1月17日 午後2時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	原 田 潔
教育部次長兼生涯学習課長	前 田 清 彦
教育部次長兼学校教育課長	河 原 克 明
教育部次長兼中央図書館長	近 藤 慎 一
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	小 林 和 弘
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	戸 苺 憲 司
学校給食課長	牧 平 行 史

教育長が指定した事務局職員

主 事	鳥 居 政 治
主 事	柴 田 訓 代

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第2号議案 豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・渡辺両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

「高本教育長」 続いて、日程第2、第1号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案は教職員の人事に関する案件ですので、議事は非公開とし、会議内容の議事を別に記録するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、本案は非公開で行います。それでは、事務局からの説明をお願いします。

「河原教育部次長」 第1号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 公開に戻ります。日程第3、第2号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「河原教育部次長」 それでは4ページをご覧ください。こちらは、一宮大木土地区画整理事業に伴う町名整理により、豊川市大木町新町通、大木町荒屋の一部、一宮町下新切の一部が豊川市大木新町通となるため、豊川市立一宮西部小学校の通学区域についても、それに合わせた内容となるよう規則の一部改正を行うものです。なお、通学区域については変更ありません。本日お配りした図面をご覧ください。黄色のラインマーカーで囲まれている部分が豊川市大木町新町通です。緑色の部分が大木町荒屋の一部、青色の部分が一宮町下新切の一部です。これらを合わせて豊川市大木新町通として整備されます。豊川市大木新町通につきましては、太枠の部分で囲まれた部分となります。それでは、資料の5ページにお戻りください。新旧対照表です。表の右側が改正前となりますが、下線を引いた「及び足山田町」の部分が、左側の下線部分の通り「、足山田町及び大木新町通」となり、大木新町通を追記した形での改正を予定しております。施行日は、町名整理の同日、令和2年2月8日を予定しております。説明は以上です。

「高本教育長」 町名等の変更に伴う通学区域の変更ということで、実際の学校の通学区域については変更がないとのこと。地図を付けていただきましたのでお分かりいただけたかと思いますが、この件について何かご意見、ご質問がございますか。よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第3、第2号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり可決いたしました。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後 2 時 2 1 分 閉会)